介護福祉士等
修学資金貸付制度

貸付対象

厚生労働省が指定した養成施設（原則として京都府内の大学、短期大学、専門学校）に入学し、卒業後、京都府内の福祉施設において介護福祉士又は社会福祉士として業務に従事しようとする方

貸付限度額

① 月額５万円

② 入学準備金 20 万円

③ 就職準備金 20 万円

※ 働きながら修学する方は、就職準備金の貸付を受けることはできません。

※ 通信課程で修学する場合は、上記によらず修学に必要とする額となります。

④ 京都府内に住民票があり生活保護世帯またはそれに準ずる世帯の方は、生活費加算（貸付金額は年齢・居住地によって異なりますので、京都府社会福祉協議会までお問い合わせください）。

利　子

無利子

※ ただし、正当な理由なく返還計画より遅れると延滞利息（別に定める額）がかかります。

貸付期間

養成施設に在学する期間

募集人数

予算の範囲内（平成 27 年度）

申請手続き

申請は養成施設に
入学後、養成施設を通じて行います。
（生活保護世帯の方は別途京都府社会福祉協議会までお問い合わせください。）

貸付金の送金

年２回（前期４月、後期 10 月）、半年分を送金します。
なお、貸付初年度は、前期の送金が６月となります。

返還免除

下記のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。

① 養成施設卒業の日から１年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録

※ ただし、やむを得ない事由で国家試験が受験できなかった場合又は合格できなかった場合には、「養成施設の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日」が期限となります。

② 京都府内の福祉施設に就職

③ 介護又は相談援助の業務に５年間従事

※ 従事期間は、介護福祉士又は社会福祉士の登録が完了した月から算定します。

※ 従事期間が５年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。

※ 養成施設を退学した場合や、卒業後、指定業務に従事しない場合や従事期間が５年に満たずに退職する場合などは返還免除になりません。

制度に関する問い合わせ先

● 養成施設（連絡先は裏面をご覧ください）　又は　● 京都府社会福祉協議会 総務部 福祉経営推進室

☎：075-252-6292 まで